

議員案第2号

矢板市議会会議規則の一部改正について

矢板市議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のように定める。

令和3年9月2日

提出者	矢板市議会議員	佐 貫 薫
賛成者	〃	神 谷 靖
〃	〃	中 里 理 香
〃	〃	高 瀬 由 子
〃	〃	宮 本 妙 子
〃	〃	中 村 久 信

矢板市議会規則第 号

矢板市議会会議規則の一部を改正する規則

矢板市議会会議規則（昭和42年矢板市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>）</p> <p>第3章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（議案の提出）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>）</p> <p>第3章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（議案の提出）</p>

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては提出者を含め2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 略

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては_____2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 略

2 略

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確認しなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じ

2 略

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確認しなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じ

て、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条_____に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略すること

て、順次、投票_____を備え付けの投票箱に投入する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会への_____付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略すること

い。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告及び順序)

第51条 略

2・3 略

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名する。

い。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告及び順序)

第51条 略

2・3 略

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第60条 _____の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布す

(発言内容の制限)

第55条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第60条 (質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配付)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配付す

る。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に対する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムによつて表決を採ることができる。

4 議長は、電子表決システムにより表

る。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配付に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に対する問題を宣告する。

(起立__による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(参考人)

第 8 4 条 略

2 参考人については、第 8 1 条から前

がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 修正案がすべて 否決されたときは、原案について表決をとる。

(参考人)

第 8 4 条 略

2 参考人については、第 8 1 条、第 8

条まで _____ の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議長が必要と認めるときは、印刷して配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 _____ の規定により取り消した発言は掲載しない。

第94条 略

(オンライン会議システムを活用した会議)

2条及び第83条の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) その他 _____ 議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配付)

第86条 会議録は、議長が必要と認めるときは、印刷して配付する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 (発言の取消し又は訂正) の規定により取り消した発言は掲載しない。

第94条 略

第94条の2 矢板市議会委員会条例

(昭和42年矢板市条例第12号) 第11条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第137条及び第138条第1項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムによる会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第2節 略

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第2節 略

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければ」と、「委員長席に復する」とあるのは「委員長として議事進行を行う」とする。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければ」と、「委員長席に復する」とあるのは「委員長として議事進行を行う」とする。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第122条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2・3 略

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとす

第122条 質疑又は討論が終ったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2・3 略

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立 による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとす

るときは、問題を可とする者を起立させ、又は挙手（オンライン会議システムによる会議にあつては挙手）させ、起立者又は挙手者（オンライン会議システムによる会議にあつては挙手者）の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

（投票による表決）

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムによる会議においては、投票で表決を採ることができない。

るときは、問題を可とする者を起立させ

起立者_____、

の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 委員長が起立者_____の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条まで及び第32条第1項

の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手（オンライン会議システムによる会議にあつては挙手）の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。そ

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条、（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立_____の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。そ

の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願文書表の作成及び配布)

第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2・3 略

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2・3 略

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は審査のため必要が

の順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて 否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願文書表の作成及び配付)

第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2・3 略

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2・3 略

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は審査のため必要が

あると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。

2 略

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条_____第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

あると認めるときは、_____紹介議員の説明を求めることができる。

2 略

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配付許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第159条 全て 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第160条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条 _____
_____ 第2項又は第113条 _____
_____ 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条 _____
_____ 第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する

(議長の秩序保持権)

第159条 すべて 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第160条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条 (秘密の保持) 第2項又は第113条 (秘密の保持) 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する

ことはできない。

ことはできない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。